

一般社団法人日本色彩学会 研究会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本色彩学会(以下、この法人という)定款第4条に規定する事業の一つである研究会の設置、運営及び改廃について定めることを目的とする。

(研究会の構成)

第2条 研究会は、色彩学の特定の分野に興味をもつ5名以上の研究会会員により構成される。研究会会員はこの法人の会員でなければならない。

2 研究会は、当該研究分野の研究者を研究会会員として含まなければならない。

3 研究会は、研究会を統括する責任者として主査1名を置かなければならない。主査はこの法人の正会員であり、かつ当該研究分野に関する知見と業績を有し研究会の責任者たるにふさわしい者でなければならない。

4 研究会は、1名以上15名以下の幹事を置くことができる。幹事はこの法人の正会員でなければならない。幹事のうち1名は会計担当とする。幹事は主査を助け研究会の円滑な運営に従事する。また、主査に事故あるときは、幹事は主査の業務を代行する。

5 研究会は、必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。

6 研究会は、この法人の会員でない者を研究会準会員とすることができる。ただしその数は、研究会会員の数を超えてはならない。

(研究会の主査・幹事・顧問の選任)

第3条 研究会の主査は、研究会の推薦に基づき学術委員会が選定し、学術委員長が任命する。

2 研究会の幹事は、研究会が選出し、学術委員会に報告する。

3 研究会が顧問を置く場合は、顧問は研究会が選出し、学術委員会に報告する。

4 主査、幹事、顧問の任期は、最長3年とする。ただし、重任を認める。

(事務所)

第4条 研究会は連絡事務所（以下「研究会事務局」）を主査が指定するところに置く。

(研究会の事業)

第5条 研究会は、研究会会員の研究成果の社会への還元を図るために、研究発表会、シンポジウム等、研究成果公表の機会を与える事業を行うものとする。

2 研究会は、研究活動の促進を図るために、次の事業を行なうことができる。

(1)講演会、講習会、勉強会、見学会等、研究会会員個人の研究に資する事業。

(2)共同研究、共同実験、共同調査等、複数の研究会会員による共同事業。

(3)その他の研究活動の活性化に資する事業。

(研究成果の公表)

第6条 研究会会員は、以下の各号のいずれかに示す形で研究成果を公表しなければならない。

- (1) 日本色彩学会誌もしくは CRA(Color Research and Application) 誌への論文等の投稿。
- (2) この法人の全国大会、国際色彩学会(AIC)、この法人が主催する行事における研究発表。
- (3) 前条1項に示した、研究会が実施する研究集会における研究発表。
- (4) その他の研究成果公表手段。

(研究会総会)

第7条 研究会は、年1回研究会総会を開き、研究会会員の総意を研究会の運営に反映させなければならない。

- 2 研究会会員は、研究会総会における議決権を有する。
- 3 研究会会員は、5名以上の同意を経て、研究会総会に議案を提出することができる。
- 4 研究会準会員は、オブザーバとして研究会総会を傍聴することができる。
- 5 通常の研究会総会とは別に、必要なときは臨時の研究会総会を開催することができる。この場合、ファクシミリ、電子メール等の電磁的手段により開催することができる。

(学術委員会への報告)

第8条 研究会は、年度末までに下記の各号を書面で学術委員会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 当該年度の活動報告および決算報告。(研究会設置時を除く。)
- (2) 次年度の事業計画および予算計画。(研究会廃止時を除く。)
- (3) 当該年度における研究会の会員数、研究会準会員数、入会者数、退会者数。
- (4) 当該年度末における研究会会員、研究会準会員の名簿。

(研究会の設置、廃止、活動休止、および活動再開)

第9条 研究会の設置および廃止は、学術委員会に申請しなければならない。

- 2 研究会の活動休止および活動再開は、別に定める細則に基づき、学術委員会に届け出なければならない。

(研究会細則)

第10条 研究会は、以下の事項を定めた研究会運営細則を制定し、学術委員会の承認を得なければならない。

- (1) 研究会の名称(和名および英名)。
- (2) 研究会の事務局の所在地。
- (3) 研究会が対象とする研究分野。
- (4) 研究会の行う事業。
- (5) 研究会の構成員の種別。
- (6) 主査の任期、ならびに主査候補者の推薦方法。ただし、研究会会員の総意が反映されるものでなければならない。
- (7) 幹事の人数、任期、ならびに選出方法。ただし、研究会会員の総意が反映されるものでなければならない。
- (8) 顧問を置く場合はその人数、任期、ならびに選出方法。ただし、研究会会員の総意が反映されるものでなければならない。

- 2 研究会が研究会運営細則を変更しようとするときは、学術委員会に届け出て、承認を得なければならない。

3 研究会運営細則の書式は、一般社団法人日本色彩学会○○○研究会運営細則(例)に準じたものとする。

(研究会運営交付金)

第11条 廃止時期にない研究会は、年度末に次年度の研究会運営費(以下、運営費という)として、研究会運営交付金の交付を学術委員会に申請することができる。ただし、この規程第8条1号に定める活動報告および決算報告、ならびに同2号に定める事業計画および予算計画を学術委員会に提出し、承認を得なければならない。なお研究会の設置時にあっては、事業計画および予算計画のみ提出する。

(会計)

第12条 研究会は、この法人が研究会に交付する活動費(以下、研究会運営交付金)により経費を賄うものとする。

- 2 事業収入等の領収書などエビデンスを管理し、本部に適切に報告しなければならない。
- 3 研究会独自に入会金や年会費を徴収してはならない。
- 4 研究会が主催する行事にもちいる教材や冊子等の資料代を申し受けることができる。
- 4 研究会の会計処理は、この法人が別に定める会計処理規程及び財産運用規程に基づいて行う。
- 5 研究会の会計はこの法人の会計に連結して処理される。

(外部資金による運営)

第13条 研究会の運営に外部資金を使用する場合は、学術委員会に届け出て、承認を得なければならない。

(活動休止時の予算の執行停止)

第14条 研究会が活動を休止したときは、運営費の使用を停止しなければならない。ただし、外部資金の運用については、当該研究会および学術委員会で、別途検討する。

(入会・退会)

第15条 研究会に入会または研究会準会員として参加しようとする者は、入会または参加申込書を主査に提出して承認を得なければならない。

- 2 研究会を退会または参加を中止する者は、退会または参加中止届を主査に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃は、学術委員会が起案し、理事会が行う。

附則

本規程は、2015年(平成27)4月1日から施行する。

一般社団法人日本色彩学会 ○○○研究会運営細則(例)

20xx(平成xx)年 xx 月 xx 日制定

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本色彩学会○○○研究会(英名 special interest group on ○○○,略称sig ○○○)と称する。

(所在地)

第2条 この研究会は、事務局を○○○におく。

(目的・研究分野)

第3条 この研究会は、一般社団法人日本色彩学会学術委員会傘下の研究会として、○○○関わる分野の研究を促進し、研究成果を社会へ還元することを目的とする。

(研究会の構成)

第4条 この研究会は、この会の目的に賛同する研究会会員により構成される。

2 この研究会は、一般社団法人日本色彩学会の会員でない者に対して、研究会準会員としての参加を認める

(事業)

第5条 この研究会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- (1) 研究発表会、シンポジウムなどの研究集会。
- (2) 講演会、講習会、勉強会、見学会など。
- (3) その他本研究会に相応しい事業。

(研究会幹事会)

第6条 この研究会は、研究会の円滑な運営を進めるために、随時、研究会幹事会を開催することがある。この場合、ファクシミリ、電子メール等の電磁的手段により開催することができる。

(主査・幹事・顧問)

第7条 この研究会は、この会を代表する主査1名、ならびに主査を補佐するために10名以下の幹事、および、この研究会への助言を得るために5名以下の顧問をおく。

- 2 主査および幹事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。
- 3 主査候補者は、研究会総会において選出し、学術委員会に推薦する。
- 4 幹事は、主査が選出し、研究会総会の承認を得なければならない。
- 5 顧問は、主査が選出し、研究会総会の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 本運営細則に規定されない事項については、一般社団法人日本色彩学会研究会規程に従うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、本委員会が起草し理事会が行う。

附則

本規程は、20xx(平成xx)年 xx 月 xx 日から施行する。